

**（仮称）中野区犯罪被害者等支援条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果及び犯罪被害者等支援事業案について**

（仮称）中野区犯罪被害者等支援条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果及び犯罪被害者等支援事業案について、以下のとおり報告する。

**1 意見募集期間**

令和元年12月20日（金）から令和2年1月9日（木）まで

**2 提出方法別意見提出数**

提出方法	人数（人）
電子メール	3
ファクシミリ	
郵送	
窓口	
合計	3

**3 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方**

別添資料1のとおり

**4 今後のスケジュール（予定）**

令和2年 第1回定例会に条例案を提出

**5 犯罪被害者支援事業案**

別添資料2のとおり

## 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

## (1) 条例の名称について (1項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	名称は「中野区犯罪被害者等基本条例」を希望する。現行案では被害者からみると、被害に遭っていない幸せな人が上から目線で「支援してあげる」と言われているように感じる。	犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進していくための条例であることから、名称は「中野区犯罪被害者等支援条例」とします。

## (2) 定義について (3項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「犯罪被害者等」の定義に、区内に住所を有し、勤務し、在学する者といたなくてよいのか。	条例には支援対象者を規定しませんが、具体的な支援の事業ごとの要綱において対象者を定めます。
2	定義にある、「区民等」以外の被害者等について、支援の規定があった方がよいのではないか。	
3	犯罪被害者の回復には被害者同士の交流が重要となるが、関係機関の中には犯罪被害者の団体も入れるべきではないか。	

## (3) 関係機関との連携について (1項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	性犯罪被害者が傷つかないよう、相談窓口には専門性を持った相談支援員が不可欠である。「必要なときに必要な支援を途切れなく受ける……」だけでなく、民間支援団体等との連携により専門的な支援を受けられることを明記すべきではないか。	条例には明記しませんが、民間支援団体等との連携により、被害者が専門的な支援を受けられることができるよう努めます。

(4) 人材育成について (1項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	犯罪被害者支援には、通常に対応と違い、経験が必要となる。このため支援に特化した支援員として、異動のない職員の配置をすべきである。	相談支援員としては非常勤職員を公募で採用しており、経験や資質を考慮して配置しています。

(5) その他、全体に関わることについて (3項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	3年後、5年後に見直すという見直し規定が必要なのではないか。	条例には規定しませんが、必要に応じて見直しは行ってまいります。
2	施策の策定や実施にあたり、犯罪被害者等の意見を聴取したり、検討の過程を公表すべきである。	条例に基づく施策の検討や実施については、犯罪被害者等の意見を聞きながら行ってまいります。
3	厚生労働省が推奨するの被害者のための休暇制度の推進や職場復帰支援（リワーク）についても条例に含めてほしい。	「区民等の責務」の「区民等」には区内の事業者も含まれており、区が事業者に対し、犯罪被害者等支援について理解を深めるための啓発等を行うことを規定しています。これにより犯罪被害者等の雇用促進の広報等を行ってまいります。

## 犯罪被害者等支援事業案

種別	施策名		概要
相談支援	相談支援		専門の窓口を設け、被害者の状況に応じた情報提供及び必要な支援を実施する。
経済的支援	支援金	基本	被害後早期に、経済的負担を軽減するため支給する。 死亡の場合30万円、重傷病の場合10万円
		加算分	被害により生計維持者が死亡した場合、子どもの人数に応じて、基本の支援金に追加して支給する。 子ども一人につき30万円
生活支援	家事援助 育児・介護援助 外出援助		被害により日常生活に支障をきたしている区民の自宅に家事等を行う協力員を派遣する。現在の「緊急生活サポート事業」の申請期間、利用時間を拡大する。
	配食サービス		被害により日常生活に支障をきたしている区民の自宅へ弁当を配達する。
精神的被害回復	カウンセリング費用助成		被害により精神的被害を受けた区民に臨床心理士等への相談にかかる相談料の一部を助成する。
法律問題の支援解決	法律相談料助成		被害者が直面している法律問題の解決のため、弁護士に相談する費用の一部を助成する。
	弁護士費用助成		被害回復のための損害賠償請求等における、弁護士費用等の一部を助成する。
居住支援	緊急一時居住費用及び転居費用等助成		被害により自宅に居住できない場合の一時的な居住の費用、転居費用等の一部を助成する。